

クラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム 「QGC コネクト」利用規約

第1条（目的）

- 1 株式会社優良住宅・地盤の会及び株式会社 CoLife（以下「QGC」及び「CL」といい、総称して「弊社等」といいます。）は、クラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム「QGC コネクト」の利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。
- 2 クラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム「QGC コネクト」の利用申し込みを行う事業者がこの規約の内容を承認し、弊社等に所定の申し込みを行い弊社等がこれを承認した時点で、事業者と弊社等の契約関係は成立するものとする。

第2条（用語の定義）

本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、弊社等が提供するクラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム「QGC コネクト」をいいます。
- (2) 「本システム」とは、契約者が本サービスを利用するために、本規約に基づき弊社等が契約者に使用許諾するサーバ設備及びネットワーク設備をいいます。
- (3) 「本サイト」とは、契約者が本サービスを利用するために、弊社等がインターネット上で運営管理しているサイト（管理画面）をいいます。
- (4) 「契約者」とは、本サービスの利用申し込みを行い、申込書「契約者」欄に記載された者をいいます。
- (5) 「管理アカウント」とは、本サービスを申し込み利用するにあたり、一つの契約に対して、任意の数で申し込み可能な本サービス利用単位をいいます。
- (6) 「本契約」とは、契約者が本規約に同意し、本サービスの利用申し込みを行うことにより成立する、契約者・弊社等との間の利用契約をいいます。
- (7) 「お客様」とは、本サービスのスマートフォンアプリを利用するユーザーであり、「QGC コネクト」を利用するために会員登録をした方をいいます。
- (8) 「イエコンメンテナンスサービス」とは、CLの会員向けサービス対象者、または契約者から紹介された顧客に対し、行う住宅及び生活関連備品の販売、少額修繕及びリフォームサービスをいいます。

第3条（規約の変更）

- 1 弊社等は、本サービスの円滑な運用を図るため、本規約をいつでも任意に変更できるものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

- 2 本規約の変更は本サイトへの掲載によって随時契約者に発表するものとし、当該掲載をもって効力が生じます。
- 3 第1項の規定にかかわらず契約者が本規約の変更を同意しない場合、契約者は第14条所定の解約手続きによって契約を終了することとします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスの範囲及び内容は、別途弊社等の案内資料に記載された機能とし、弊社等は現状有姿にて本サービスを提供します。

第5条（本サービスの対象外事項）

- 1 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、弊社等はいかなる責任も負いません。
 - (1) 本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備の保持・管理及びコンテンツの保持・管理
 - (2) 以下の各事由による本サービスの中断・障害、及びそれらの中断・障害に起因するデータ復旧
 - ① 前号の機器・設備の中断・障害
 - ② 契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
 - ③ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
 - ④ 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、弊社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害
- 2 本サービスを利用したお客様に本システムによる自動送信の電子メールについては、指定された電子メールアドレスに対して送信されたことのみを保証し、指定された電子メールアドレスへの到達を保証するものではありません。

第6条（本サービス内容の変更）

弊社等は、事前の通知なくして、本サービスの部分的な改廃など、本サービスの内容を変更することがあり、契約者はこれを予め承諾するものとします。

第7条（本サービスの申込方法）

- 1 本サービスを利用するときは、契約者は以下の方法により QGC に対して申し込むものとします。本規約を確認のうえ QGC 所定の申込書を提出後、QGC 社内審査を経て契約成立となります。その後、管理用アカウントの発行により本サービスが利用開始となります。

- 2 前項にかかわらず、QGC は、契約者が次に掲げる事項に該当する場合には申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) QGC 所定の申し込み手続きに従わない場合
 - (2) 利用料金の支払いが滞るおそれのある場合（なお、QGC は、与信力証明のため財務諸表の提出を求めることがあり、契約者がこれに応じない場合、本号に該当するものとみなします。）
 - (3) 本サービスの競合サービスに利する行為があると QGC が判断した場合
 - (4) 本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
 - (5) 契約者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に関与しているおそれがある場合
 - (6) その他 QGC が不相当と判断した場合

第 8 条（本サービスの利用期間及び最低利用期間）

- 1 本サービスは管理用アカウント発行日である利用開始日を含む月の翌月 1 日を利用期間起算日とします。
- 2 利用期間は、月単位とします。
- 3 初回の利用期間は契約開始となる利用期間起算日から 1 年間（以下、「最低利用期間」といいます。）とします。
- 4 最低利用期間内に契約者の事情により本契約が解約された場合、契約者は最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、QGC が定める期日までに QGC に支払うものとします。
- 5 契約者から QGC に対し、利用期間満了日の前月末日までに第 14 条の解約手続きによって契約を終了させる旨の申し出がなされない限り、利用期間は毎月自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第 9 条（本サービスの利用料金）

本サービスの利用料金は、QGC 所定の申込書に記載の金額に消費税を加えた額とします。利用料金のうち、月額費用については利用開始日を含む月の翌月 1 日を起算日（利用期間起算日）とし、日割り計算はしないものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

QGC は、利用料金を変更することができるものとします。かかる変更がなされる場合には、QGC は 2 カ月前までに、申込書に記載の契約者メールアドレスに電子メールを送信して行います。この場合、契約者のメールサーバに電子メールが正常に到達した時をもって通知が完了したものとみなします。

第 1 1 条 (利用料金の支払い方法等)

- 1 契約者は、銀行振込により、利用料金等を QGC に支払うものとします。なお、支払にかかる振込手数料は全て契約者の負担とします。
- 2 支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年 10%の割合による支払遅延利息を支払うものとします。

第 1 2 条 (イエコンメンテナンスサービス利用及び手数料等)

- 1 本サービスを通してお客様に提供するイエコンメンテナンスサービスについて、契約者はその利用有無を選択できるものとする。
- 2 契約者がイエコンメンテナンスサービスを利用する場合において、CL とお客様の間でイエコンメンテナンスサービスの売買及び請負契約が成立した場合、CL は契約者に次の各号に定める手数料を支払うものとします。
 - (1) 住宅及び生活関連備品販売は送料及び代引手数料を除く売上の 10%
 - (2) 少額修繕及びリフォームサービスについては売上の 10% (なお、QGC プレミアムアフターケアの修理費用および緊急駆けつけ手配時の対応費用は除く。)
- 3 手数料の支払いについては、1 月～6 月の間にお客様に納品した商品及び役務分の手数を 7 月の CL の 10 営業日までに、7 月～12 月の間にお客様に納品した商品及び役務の手数料分を 1 月の CL の 10 営業日までに、それぞれ支払い通知書を電子上で報告し、それぞれ翌月末日までに契約者が指定する銀行口座に振り込むものとします。なお振込手数料は CL の負担とします。但し、各締め分において、手数料総額が税抜 1,000 円に満たない場合はお支払いしないものとします。

第 1 3 条 (届出事項の変更)

契約者は、本サービスお申し込み時に QGC へ届け出たお申込書の内容に変更が生じた場合、QGC 指定の方法を通じて、変更内容をすみやかに届け出るものとします。

第 1 4 条 (契約者による契約の解約)

- 1 契約者は、QGC に対し当該利用期間満了日の前月末日までに QGC 所定の手続きにより解約を申し出ることにより、本契約を解約できるものとします。
- 2 前項に定める申し出が QGC に到達した日を含む月の翌月末日、又は同通知に記載した解約希望月末日のいずれか後の日付をもって解約日とします。
- 3 利用期間の途中解約や利用日数の有無にかかわらず、QGC が規定した利用期間分の料金は、全額お支払いいただくものとします。

第15条（個人情報の取り扱い）

- 1 弊社等は本サービスで取得したお客様の個人情報をプライバシーポリシー（<http://www.qgc-net.jp/privacy.html>）（<https://iecon-mask.jp/about/privacy-collect.html>）に基づき、適切に取り扱います。
- 2 本サービスを通して契約者が取得したお客様の個人情報、弊社と契約者が共同して利用できるものとします。
- 3 契約者は本サービスを通して取得したお客様の個人情報について、個人情報保護法を遵守するものとし、適切に管理し、第三者による盗取、漏洩等が発生することを防止するための措置を講じるものとします。

第16条（データの利用に関する同意）

- 1 弊社等は、本サービス及び弊社等の他のサービスの運用・改善、統計データの作成、今後のサービスの企画、立案又は実施、マーケティング資料としての利用、並びにその他これらに関連する目的のために、以下の情報を取得し、利用することができます。
 - （1）登録された物件情報や設備情報
 - （2）メールやメッセージのタイトル及び内容
 - （3）その他契約者の本サービスの利用状況に関する情報
- 2 前項所定の情報は、契約者が本サービスを解約した後も、弊社等が保有し続けることがあります。

第17条（委託）

弊社等は、弊社等の責任により運用業務の一部又は全部、各種サービス提供に関して第三者に委託することができるものとします。この場合、弊社等は、当該委託先に対し、第22条（秘密保持）のほか当該委託業務遂行について本規定所定の弊社等の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該委託先の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

第18条（禁止事項等）

- 1 契約者は、本サービスを利用して以下の情報を扱ってはなりません。
 - （1）わいせつ、賭博、暴力等、公序良俗に反する情報及びそのおそれのある情報
 - （2）性風俗、出会い系等の情報
 - （3）無限連鎖講等の情報犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報
 - （4）犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報
 - （5）不公正な競争となる情報及びそのおそれのある情報
 - （6）他人の著作権その他の権利を侵害する情報及びそのおそれのある情報
 - （7）他人のプライバシー等を侵害する情報及びそのおそれのある情報

- (8) 他人の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する情報及びそのおそれのある情報
 - (9) 性別、民族、人種等による差別を助長する情報及びそのおそれのある情報
 - (10) 有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報
 - (11) ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及びそのおそれのある情報
 - (12) 本サービスの運営、弊社の営業を妨げる情報及びそのおそれのある情報
 - (13) 法令に違反する情報、及びそのおそれのある情報
 - (14) その他、弊社が不適切と判断する情報
- 2 契約者は、本サービス及び本システムの複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行ってはなりません。
- 3 QGC は、契約者が第1項乃至第2項の定めに違反したと判断した場合、直ちに本契約を解約できるものとします。但し、QGC は、当該月の月額費用及び当該サービス提供のために発生した費用を請求することができます。

第19条 (第三者への利用提供)

契約者が第三者に本サービスを利用させる場合、契約者は本規定の内容を第三者に遵守させるよう努めるとともに、当該第三者の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

第20条 (弊社等による本サービスの一時停止及び解約)

- 1 弊社等及び契約者は、相手方が以下の①から⑤のいずれかに該当する場合は無催告解除を、それ以外の場合においては、事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知し、本サービスの全部又は一部の提供・利用を一時停止し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは本契約を解約できるものとします。
- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続の申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (2) 本サービスの運営を妨害し又は相手方の名誉信用を毀損した場合
 - (3) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入漏れがあった場合
 - (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (5) 支払が遅延した場合 (パートナー経由の支払の場合パートナーの支払遅延も含む。)

- (6) 弊社等の競合企業に本サービスを利用させる目的など、弊社等の営業に影響を与える目的を有する場合
- (7) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 2 弊社等は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとします。
 - (1) 本サービスの保守点検等の作業を行う際に必要な場合
 - (2) 本サービスに故障等が生じた場合
 - (3) 停電、火災、地震、労働争議その他弊社等の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
 - (4) 前各号他本サービスの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
- 3 天災地変その他の不可抗力により、本サービスの全部もしくは一部が滅失し又は破損し、本サービスの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、弊社等はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができます。
- 4 本条により本サービスが一時停止し、又は本契約が解約された場合でも、弊社等は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。
- 5 本契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、QGC に対し、QGC が規定した利用期間の残存期間分の利用料金に相当する金額の金員を違約金として支払うものとします。

第21条 (本サービスの終了)

QGC は、契約者に3ヶ月前までに本サイト上に掲示を行った上で、本サービスの全部又は一部の終了を行うことができるものとします。

第22条 (秘密保持)

- 1 契約者及び弊社等は、本サービスの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければなりません。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。
- 3 契約者及び弊社等は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製（バックアップを除く）、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 4 本条の規定は、本契約終了後、10年間存続します。

第23条（知的所有権の帰属）

本システム及びサービスのソースコード、デザインその他の物に関する著作権及び意匠権その他の知的財産権は、CLに帰属します。

第24条（免責事項）

- 1 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、弊社等はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 2 契約者のID及びパスワードが第三者によって使用されていた場合に被った損害について、契約者の故意や過失の有無にかかわらず、弊社等は一切責任を負いません。
- 3 第20条で規定するサービス停止期間中及び第21条で規定する本サービスが廃止された場合において、本サービスを利用できなかったことやできなくなったことに関する損害、作業が中断したことに関する損害、データが失われたことに関する損害、本サービスを利用することによって得られたであろう利益を得られなかった損害など、本サービスの利用に際して発生した損害については、直接損害・間接損害、現実発生した損害か否かを問わず、弊社等は一切の責任を負わないものとします。

第25条（優劣関係と分離可能性）

本規約は契約者と弊社等との間の本サービスに関する一切の関係に適用するものとし、本規定と抵触する契約条項はこれを排除し、本規約が優先して適用されるものとします。また、本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約のその他の規定は有効に存続します。

第26条（損害賠償）

- 1 契約者が、契約者の故意又は過失に基づき、本規約の違反により弊社等に損害を与えた場合、契約者は、直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

- 2 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者は、弊社等の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、弊社等にいかなる責任も負わせないものとします。
- 3 契約者が本サービスの利用により取得したお客様の個人情報を盗取され、また漏洩したことによりお客様及び第三者に損害を及ぼした場合、自己の責任でこれを解決し、弊社等は一切その責を負わないものとします。また、これにより弊社等に損害を与えた場合、一切の損害を賠償する責めを負うものとします。
- 4 弊社等は、弊社等の故意又は過失に基づき、本規約の違反により契約者に損害を与えた場合、弊社等は直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。
- 5 弊社等が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、弊社等が負担する賠償金の累積額は、契約者が QGC に支払った本サービスの利用料金の直近 3 ヶ月分の合計額（3 ヶ月に満たない場合は QGC に支払った利用料金の総額）を上限とします。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び弊社等は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ③ その他前①②に準ずる行為
- 2 一方が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 前項第 1 号ないし第 3 号の確約に反した場合
 - (2) 前項第 4 号の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第 5 号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。
- 4 相手方が第 2 項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第28条（権利義務の譲渡制限）

- 1 契約者は、弊社等の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。
- 2 弊社等が本サービスに関する事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）、契約者は、弊社等がその権利義務の全部または一部を当該事業の譲受人に譲渡することについて、予め同意するものとします。

第29条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本契約に関する紛争は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2023年9月1日制定
株式会社優良住宅・地盤の会
株式会社 CoLife